

下関市入札監視委員会規則第5条第5項により、以下のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第15回）審議概要

開催日時	平成25年11月21日 10:00		
場所	下関市役所本庁舎議会棟3階 第1委員会室		
委員	今村俊一（弁護士） 太田周二郎（大学教授） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー）		
審査対象期間	平成25年4月1日 ~ 平成25年9月30日		
審査対象総件数	339件	（抽出工事名称）	
抽出案件	条件付一般競争入札	228件	・都市計画道路竹崎細江線整備事業 下関駅東口駅前広場改良工事 ・下関市新ごみ焼却施設建設工事(第1工区)
	指名競争入札	95件	・豊田総合支所解体第1期工事 ・平成24年度 蓋井島漁港水産物供給基盤機能保全工事
	随意契約	16件	・H24 南部污水4号幹線布設工事(第1工区)に伴う付帯工事 ・下関駅周辺整備事業に伴う東南広場連絡通路整備工事(その1)
指名停止等の運用状況	2件2社		
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>・都市計画道路竹崎細江線整備事業 下関駅東口駅前広場改良工事 ・下関市新ごみ焼却施設建設工事（第1工区）</p>	
<p>下関駅前広場について、3者が最低制限価格に満たず、4番目の業者が落札しているということになっているが、一番入札額が低かった業者と、落札した業者の入札額の差が約500万円である。こういった入札が10件あると5,000万円の削減ができると考えた場合、結構大きな金額になるのではないかと。</p> <p>また、新ごみ焼却施設の場合、参加業者は全て地元業者では無いようだが、地元業者を保護するという意味での下限値等を設定することについてどう考えているか。</p>	<p>最低制限価格は、ダンピング防止や適正な工事の確保という面から市内・市外に関わらず設定しているものであり、下限値の85%というものも平成24年4月にそれまでの80%から引き上げたものである。</p> <p>どのような形が一番良いものであるかを今後も検証しないといけないと考えているところである。</p>
<p>・豊田総合支所解体第1期工事 ・平成24年度 蓋井島漁港水産物供給基盤機能保全工事</p>	
<p>指名業者を選ぶ基準というのはどこにおいているのか。入札額が設計金額にほとんど近く、設計金額と同額を入札している業者もいる。一方、辞退している業者もいる。本気で落札しようと思ったら、このような額は入札しないと思う。どのような基準で指名しているのかを、もう一度確認させてもらいたい。</p>	<p>指名業者選定にあたっては、地域的な要件と実績を考慮して指名することとしており、例えば現場が旧四町であれば、その町に本店がある業者を選定している。今回の蓋井島漁港については、通常山陰地域に本店がある業者を選定するところであるが、港湾土木工事ということで、実績を優先して旧下関市内から選定した。</p>

<p>辞退したり、設計金額と同じような額を入れたりするという場合、例えば落札する意思がないと取れるが、そういう場合に次回指名するときに特別な措置などは考えていないのか。</p>	<p>指名競争入札の場合は、市の方で選定して入札に参加させるというものなので、業者によっては手が回らないとか、何らかの事情があって参加できないこともあると考えている。そのため、辞退したからといって何らかのペナルティを与えることはしていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ H24 南部汚水 4 号幹線布設工事（第 1 工区）に伴う付帯工事 ・ 下関駅周辺整備事業に伴う東南広場連絡通路整備工事（その 1） 	
<p>委員からの意見・質問は特になし</p>	